

審 査 基 準

平成27年4月6日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 火薬類取締法第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）・ 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条（譲渡許可証等の再交付の申請等）・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：